

大野市富田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和7年4月1日改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにし、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定める。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

また、今日の教育現場で起こっているいじめについては、次のようなことが特徴的であるとされている。

- (1) いじめはどこの学校のどの児童にも起こり得るものであり、それは全ての児童が被害児童にも加害児童にもなり得るものである。さらに、被害児童と加害児童は必ずしも固定的ではなく、むしろ流動的であることもある。
- (2) 被害児童と加害児童だけでなく、傍観者となり観衆となる児童にも精神的影響があり、適切な指導等が必要とされる。
- (3) 学校にいる間だけでなく、下校時や帰宅後に学校外でも行われることもある。メールやSNS等を用いたいじめは、時間と場所を問わない。これらについては、けんかやふざけ合いであっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

【生徒指導の4観点を意識して…】

- ・一人一人の子どもの自己存在感を高めるために、個に応じた良さや頑張りを認める。
- ・アンテナを高くして、一人一人の変化や成長を見逃さない。(いじめの未然防止)
- ・共感的な態度で子どもの思いを受け止め、向き合う。
- ・安心して通える学校、居場所のある学級づくりに努める。
- ・子どもが自己選択できる場や機会を与える。(教師主導にならないように)

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

- ・児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

- ・自他の生命を尊重し、互いに認め合い助け合える学校・学級づくりに努める。
- ・人権意識を高める教育活動の実践に努める。
- ・自分の思いや考えを生き生きと伝えられるような手立てを工夫し、自己肯定感や自己有用感を持てるようにする。
- ・互いのよさを認めあう活動を通して、自分を大切にし、自己受容できるようにする。

○体験活動の推進

- ・体験的な活動やボランティア活動等を通して、互いに協力し合い連帯の心を育てる。

○道徳教育の推進

- ・教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深められるようにする。
- ・「特別の教科 道徳」として発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。
- ・人権週間の機会を生かして全校で道徳の授業に取り組み、児童の心づくりに努める。
- ・学校での道徳的な活動を家庭や地域に発信し、地域ぐるみで道徳教育の推進を図る。

○特別活動の充実

- ・よりよい学校を目指して、自主的に活動しようとする態度を育てる。
- ・集団の中で自分の力を発揮し、友達と協力して楽しく豊かな生活を築こうとする態度を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめ防止等のための取り組みに係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止のための取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・児童が自己肯定感を高め、自己有用感を育むように心がけている。
- ・人権教育を基盤に置いて、具体的推進計画に沿った教育活動をしている。
- ・教育相談の具体的対策（教育相談週間の設定、リラックスルームの運営、保護者の相

談体制等)は適切であり、成果が見られている。

- ・児童の不適切な言動に気を配り、問題行動の未然防止に努めている。
- ・いじめに(児童の行動)係る情報を共有し、未然防止や解消に向けて組織的に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に意欲的に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめを見たり聞いたりしたら、すぐに先生や家族に伝えたり相談したりできている。
- ・アンケートや先生との面談などで、なやみや心配なことを伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どものことで相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、いじめ防止等のための取り組みを学級通信やホームページで伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施するなど、子どもの不安などを把握するよう努力している。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。週に1回以上の情報交換(気がかりな児童の報告、共通理解)を行う。

○授業改善

- ・自らが課題を考えて取り組み、自分の考えを明らかにし、互いのよさを認め合い高め合う喜びを味わえる授業づくりに努める。
- ・すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が主体的な学べるようにする。
- ・聴くことの指導を通し、対話を重視した授業改善に努める。
- ・一人一人の自信を育む評価を工夫する。

○いじめの起きない学校・学級づくり

- ・児童会活動の縦割り班活動や委員会活動における異学年活動を通して、互いに認め合い励まし合い、すべての児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」と「絆づくり」をすすめる。
- ・児童の主体的活動の充実を図る。
- ・一人一人が学校生活に関する問題に気づき、みんなで話し合い、力を合わせて解決し、よりよい学級集団となるように支援する。まちがったり失敗したりしても笑ったりしない、温かい学級づくりをすすめる。

○開かれた学校づくり

- ・「開かれた学校」の観点に立ち、家庭・地域と協力し、さまざまな機会を通していじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止に関する情報を公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を得る。
- ・学校公開日等には、人権や道徳に関する学習を積極的に行う。

○インターネットや情報機器に関する指導

- ・タブレット等の正しい利用についてのルール(人が傷つくことを書かない、知らない

人とつながらないなどの大切な 10 のルール) を作成し、節度ある利用の仕方ができる力や正しい判断力を養う。

- ・ P T A 活動等を通して、保護者に学校での取り組みを伝え、家庭でのルールづくり (スマートルール) 等の啓発を行う。

○特に配慮が必要な児童への支援

- ・ 発達障がいや性同一性障がいを含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

○SOS の出し方に関する教育

- ・ 危機的状況に対応するため、援助希求行動 (身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等) ができるための教育を行う。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

- ・ 全職員がいじめの定義や今日的ないじめの態様を正しく理解し、積極的ないじめの認知に努める。
- ・ 日々、児童の様子を観察し、職員同士の連携や情報交換を密にし、児童の人間関係の把握に努める。
- ・ 職員会議や終礼で児童の実態について情報を共有し、いじめの早期発見、見逃しの防止に努める。

○児童に対するアンケート調査の実施 (自己チェック)

定期的に「心のアンケート」や「心のアンケート・ミニ」(いじめアンケート)を実施し、児童の学校生活、家庭生活における児童の様子を把握し、いじめ等の問題の早期発見に努める。

○教育相談体制の充実

教育相談週間を設け、学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取り、適切な助言を行う。また、学級全体へも働きかけ、好ましい人間関係の構築に努める。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録する。

○家庭や地域との連携

- ・ 電話連絡や家庭訪問、学級通信あるいは児童の連絡ノート等を通して、児童の様子について日ごろから保護者との情報交換を密にする。
- ・ 保護者に向けて、いじめアンケートを実施する。
- ・ 地域の住民や子ども教室・関係団体との連携を進め、地域における児童の変化にも気を配り、いじめ等の早期発見に努める。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ」の兆候を発見した際には、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を編成し、被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。同時に両保護者へも適切に連絡する。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携し、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合には、直ちに警察に連絡し連携して対応する。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、3か月間継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行う。

・重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告する。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。

・市が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、毎月の職員会議に併せて児童の情報交換を行う中に「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、教育相談担当
(活動)

・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の

計画、実践、振り返り

- ・ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」や児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・ いじめ発見のための迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・ 児童への生活アンケート調査項目の確認や個人面談の計画
- ・ 保護者へのいじめアンケート調査項目の確認
- ・ 学校におけるいじめ問題への取り組みの点検
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたときには、速やかに「いじめ対応サポート班」を編成し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

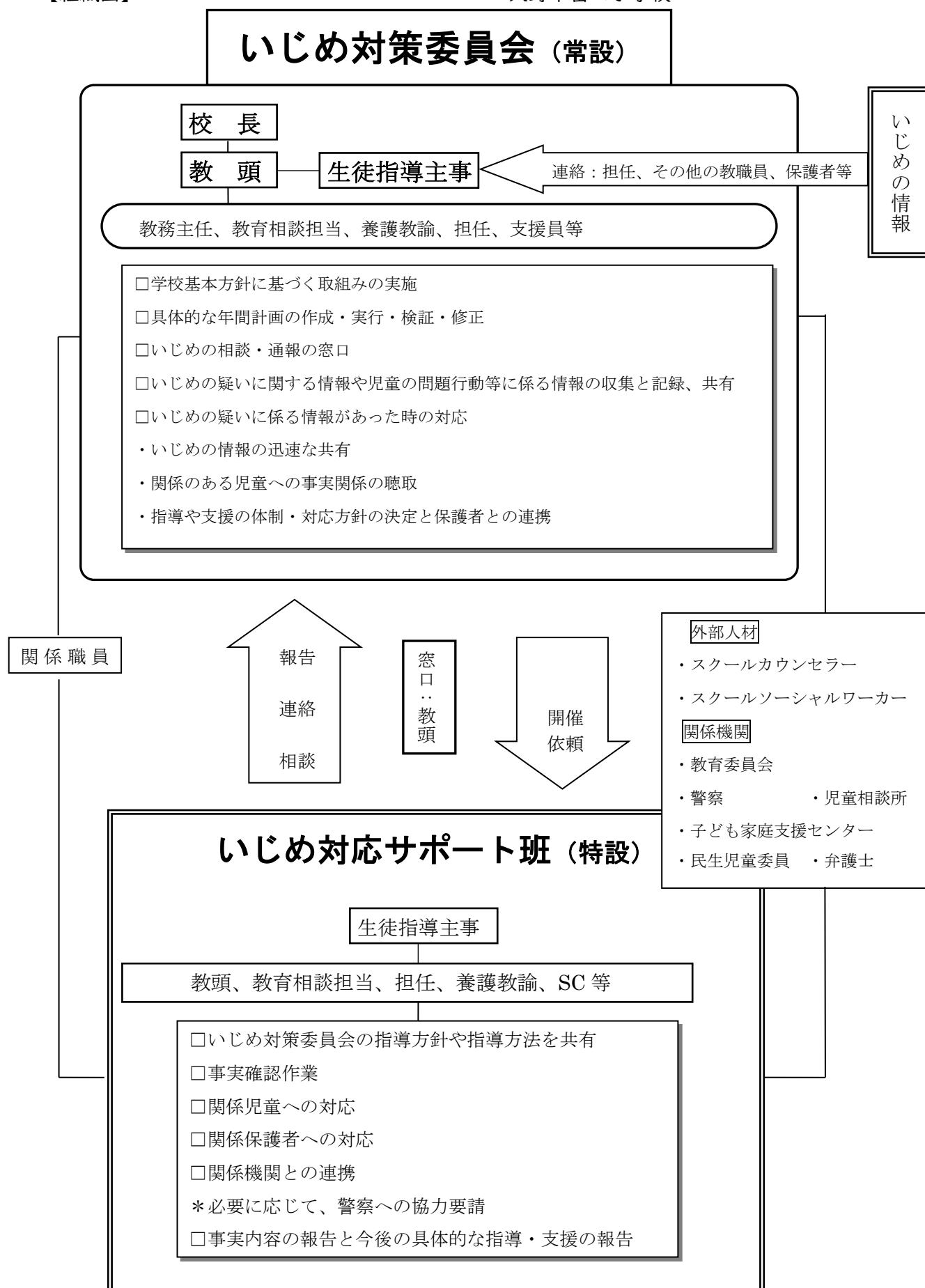
(構成員) 教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、SC 等

(活動)

- ・ 当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・ 個別面談による情報収集
- ・ 継続的な支援
- ・ 保護者や地域との連携
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察・児童相談所などとの連携
- ・ 追跡調査（状況の追跡確認）

(3) 組織図 【様式2】 P 7 参照

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】 P 8～P 11 参照



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間行動計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・職員の意識点検 ・ <u>前年度アンケートの確認</u> ・PTA総会 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	障がい理解学習					
		すきすきメッセージ					
5月	学校運営協議会 ・いじめ防止基本方針の公表 いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 校内研修 ・いじめ防止基本方針の確認と修正	なかよし班(縦割り)編成 ・リーダー育成 ・全校の絆づくり					
		委員会結成 クラブ結成 ・リーダー育成 ・高学年の仲間づくり					
6月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 授業研究 ・授業研究 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開	・各グループのリーダー育成 ・低・中・高学年どうしの仲間づくり					
		夢へのパスポート 作成					
7月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握	心のミニアンケート					
		花いっぱい運動(美化委員会)					
8月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握	さつまいも 植え ・高砂会との交流					
		校外学習					
9月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握	元気っ子カードの記入					
		校外学習					
10月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握	校内体育大会 すきすきメッセージ ・なかよし班での活動 (応援練習、競技練習、大会運営のための準備等)					
		心のアンケート					
11月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握	教育相談週間					
		PTA 資源回収					
12月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握	すきすきメッセージ					
		なかよし集会					
1月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握	校外学習					
		宿泊学習 ・リーダー育成 ・仲間づくり					

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 授業研究 保護者へのいじめアンケート調査の実施 保護者会 ・情報交換と意見収集	なかよし班活動					
		すきすきメッセージ					
8月	心のアンケートの振り返り いじめ対策委員会 ・1学期のふり返り ・2学期に向けて	校外学習					
		保育園との交流 内川水質調査・清掃 ・仲間づくり ・自然保護					
9月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 授業研究	ファミリー読書・ファミリーフォーカス					
		元気っ子カードの記入					
9月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 授業研究	心のミニアンケート					
		すきすきメッセージ					
9月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 授業研究	秋季遠足 ・仲間づくり ・リーダー育成 校外学習					
		すきすき大集会 すきすきメッセージ ・仲間づくり ・リーダー育成 ・地域の方々との交流					

[10～12月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
10 月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 授業研究	夢へのパスポート 作成					
		スピーチ集会 ・意見発表 ・おすすめの本					
		さつまいも掘り ・高砂会との交流			連合体育大会 ・仲間づくり		
		なかよし集会					
		マラソン大会					
		校外学習			修学旅行 ・仲間づくり		
11 月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 授業研究 保護者へのいじめアンケート調査の実施 職員会議 ・人権週間の取り組みについて ・保護者アンケート結果の分析	研究授業					
		元気っ子カードの記入					
		心のアンケート					
		教育相談週間					
		あきまつり ・保育園との交流			連合音楽会 ・仲間づくり		
		人権週間の取り組み ・人権集会 ・一斉道徳					
12 月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 ・2学期の振り返り 保護者会 ・情報交換と意見収集 学校運営協議会 ・地域に発信 心のアンケートの分析	心のアンケート(学校アンケート)					
		すきすきメッセージ					
					2分の1 成人式		
		・ファミリー読書・ファミリーフォーカス					

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
1 月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握	すきすきメッセージ					
	学校評価 ・いじめに関する取り組みの評価 ・次年度に向けて	元気っ子カードの記入					
		雪遊び クロスカントリー					
		新入学児 学校見学会 仲間づくり					
2 月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに状況把握 ・基本方針の点検	スピーチ集会 ・意見発表 ・得意なこと、できるようになったこと					
	授業研究	心のミニアンケート					
		なわとび大会					
		昔遊び 祖父母との交流					
	中学校 入学説明会 ・仲間づくり						
	学校運営協議会 ・取り組みのふり返りと心のアンケートの公表	学級ボランティア					
	情報発信 ・学校評価アンケートの公表	すきすきメッセージ					
		6年生を送る会、「ボランティアさんありがとう」の手紙作成 ・仲間づくり ・学校ボランティア、見守り隊との絆づくり					
	3 月	いじめ対策委員会 ・1年間の取り組みの振り返り ・新年度に向けて ・計画の見直し ・基本方針の修正	夢へのパスポート 作成				
みんなへの感謝							
すきすきメッセージ							
卒業式							

大野市いじめ事案発生時の組織的対応フロー図

大野市教育委員会2025.3.26版 (図中の◇は判断を伴うもの)

対応の
時間的な
目安

可及的速やかに(2〜3日以内)

概ね一週間以内

継続的な見守り

学校

いじめの疑い・いじめの通報・いじめの発見

・日常の観察・いじめのアンケート・本人の訴え
・保護者からの相談や訴え・周りの児童生徒の訴え
・教育相談・ここからチェック などの情報

情報を得た教職員(担任等)

学年主任・生徒指導主事

SC

初期対応

・事実確認(組織的対応)
・被害児童の安全確保

保護者への連絡
(担任・学年主任)

※状況に応じて、被害・
加害双方へ連絡

教頭

校長

対策会議の
開催方法

学校運営
協議会

必要に応じて、定例会
などで報告

関係機関

警察

児童相談所

子ども家庭支
援センター

弁護士

市顧問弁護士
県スクールロイヤー

市教委

・関係機関との連携
・指導・助言・支援
・指導主事の派遣

・重大事態の判断を
学校と協議
・重大事態の対応

企画運営委員会・職員会議での情報共有

詳細調査・対応

詳細調査(法23条)
アンケート
聞き取り
面談 など
(組織的対応を行う)

児童生徒の安全確保
(学年・養護教諭・SCなど)

被害・加害双方の
保護者へ連絡
(学年主任・担任)

いじめ対応サポート班【緊急会議Ⅱ】

事実関係の把握・整理

認定せず

認定

いじめの有無
の判断

疑いなし

疑いあり

重大事態の
疑いの判断

支援・指導の方針や体制の決定

いじめが認定された場合
は、いじめの報告を作成
して、市教委に提出する

詳細調査の結果を受けた
重大事態の疑い判断②

疑いなし

疑いあり

いじめ重大事態対応フロー図へ
【教育委員会との協議】

被害・加害双方の保護者へ連絡(学年主任・担任)

いじめ解消に向けた指導(組織的対応)

いじめ対策委員会【定例会】

事実関係の把握・整理

解消せず

解消

解消の判断

被害児童生徒・保護者への確認
(学年主任・担任)

継続指導・経過観察(組織的対応)

被害・加害双方の保護者へ定期的に連絡
(学年主任・担任)

再発防止・未然防止活動
(学校全体)

※解消の基準
・いじめにかかる行為が
止んでいる状態が少なく
とも3ヶ月継続しているこ
と
・被害児童生徒が心身の
苦痛を感じていないこと
(本人・保護者に確認)

月末に作成・提出
・いじめ状況調査
(翌月10日までに)
・いじめの報告に
その月の経過を簡潔に
記録して提出
(翌月10日までに)
・いじめの状況に大きな
変化があった場合は
いじめの報告に記録し
て、随時提出する

※1 相談・通報すべき事例 令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省を参照

大野市いじめ重大事態対応フロー図

大野市教育委員会2025.3.26版 (図中の◇は判断を伴うもの)

「重大事態」の定義

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】(以下「生命心身財産重大事態」という。)

・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】(以下「不登校重大事態」という。)

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【方針p32】

重大事態調査の目的

民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。【ガ1章】

発生・判断

いじめ重大事態の疑いの情報共有・相談・初期調査
重大事態に発展させないための対応
必要に応じて市教委から支援・調査

学校

重大事態の
疑い事案発生

市教委

大野市いじめ問題対策連絡協
議会の専門部会や県教育委
員会、関係機関と連携する

重大事態と判断しない

被害児・保護者への
説明・相談

市教委と学校の
協議により
適切に判断
【ガ4章】

重大事態と判断する

学校による発生報告(様式1)

発生報告

国へ報告①

市教委

発生報告(様式1)

県教委

調査主体
の判断

市教委
が調査主体

学校
が調査主体

ア 市教委職員
に第三者の専
門家を加えた
組織

イ 全員が第三者
の専門家で構成さ
れる組織
(大野市いじめ問
題調査委員会)

ア 学校のいじめ対策組織に
市教委職員や第三者の専門
家を加えた組織

被害児・保護者
への調査方針の
説明【参ガイド7章】

加害側への説明

市長

教育委員

犯罪行為・学校では対
処不可→援助要請

警察

調査の主体の判断【方針P33】

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。
調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は
設置者自らが調査を行う。

・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保
護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態
への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な
結果を得られないと設置者が判断する場合
・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

調査の主体について【ガ6章】

生命心身財産重大事態・・・学校又は設置者
不登校重大事態・・・・・・原則学校が主体

※次頁に調査主体判断の資料あり

詳細調査

調査組織による詳細調査の実施
結果の取りまとめ(参ガ8章)

国へ報告②

調査組織による
調査報告(様式2)

被害児・保護者
への調査事前報
告・経過報告
【参ガ7章・8章】

加害児・保
護者への
事前説明

被害児・保護者
への調査結果の
報告【参ガ9章】

加害児・保護者
への調査結果の
報告

報告内容・方針を
被害側に確認する

市教委

被害児・
保護者の所見

定例教育委員会

市長

県教委

再調査

実施しない

実施する

再調査を行う必要があると考えられる場合【ガ12章】【参 法第30条】

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

再調査を行う附属機関【基本方針P40】

専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

組織の招集
調査実施

調査組織による
調査報告

議会
【法30条3項】

市教委

市教委と学校の
総合的な判断

学校

対応
(次頁)

国へ報告③

被害児・保護者
への調査結果の
報告【参ガ9章】

加害側への報告

公表しない

公表する

個人情報の保護について、市の情報
公開条例等に照らして適切に判断

調査結果の公表について【ガ9章】

調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。

公表に際しては、被害児童生徒・保護者に対し、公表の方針について説明し、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することが求められます。

詳細報告・再調査・公表

調査結果を踏まえた対応	被害児童生徒への支援 ・本人への心のケア、安心した学校生活に向けての支援 ・兄弟姉妹へのケア ・不登校となっている場合は、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家と連携し、学習・登校支援 ・本人・保護者の希望に応じて指定校変更、区域外就学の弾力的対応 ・事案によって加害児童生徒との間での長期的な環境調整（進級・進学・転学の際の継続的配慮、適切な引き継ぎ） ・教育委員会からの継続的な指導・助言・支援	加害児童生徒への指導・支援 ・児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえた成長支援の観点からの指導支援 ・保護者と協力しながらの対応 ・必要な場合、児童生徒や保護者に対し、SCやSSWによる支援、こども家庭センター等による福祉に関する相談・支援 ・その他、外部機関と連携した指導・支援・アセスメント ・加害児童生徒の出席停止措置の検討を行う。	再発防止策の実施 ・教育委員会の指導主事と調査に関わった専門家が連携して、学校に調査報告書の内容を説明し、対応の改善について協議する。 - 調査報告書で提言された再発防止策は、教育委員会の責任のもと、第三者の視点も入れながら、取り組みの進捗管理や検証を行う。 ・人事異動等時間の経過とともに再発防止策等が軽んじられることのないように、学校及び教育委員会が継続して取り組む。 ・重大事態が発生した学校のみならず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなど、同様の事態の発生防止を行う。

※ フロー図中の説明や参考資料の出典について
【法第〇条〇項】……「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）
【方針P〇】……「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定）（平成29年3月文部科学省）
【ガ〇章】【ガp〇】……「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】 【ガ6章】 ① 教育委員会等方式 ・教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。 ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。 ② 第三者委員会方式 ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。 ・公立学校の場合には、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。 ・なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。 【学校主体の場合に考えられる調査組織】 ※専門家及び第三者の考え方については、第2節（2）を参照 ① 学校いじめ対策組織方式 ・各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。 ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。 ② 第三者委員会方式 ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。 ・事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。	【専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態】 【ガ6章】 ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態 「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。 ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。 ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態 対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。
--	---